

電子複写機賃貸借及び保守管理業務仕様書

1 電子複写機賃貸借及び保守管理業務一式 4台（仕様及び設置場所は別表のとおり）

2 賃貸借期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（60ヶ月）

借入開始日までに発注者の検収（検査）を完了させること。ただし、林木育種センター内ネットワークへの接続等セットアップは、発注者が機器利用を開始するまでに済ませること。

3 仕様

【電子複写機賃貸借】

- (1) 解像度は、600 dpi以上256階調処理以上であること。
- (2) ウォームアップタイムは、1分以内であること。
- (3) 最大原稿サイズはA3以上であり、複写（用紙）サイズは、官製はがき～A3まで対応すること。
- (4) ファーストコピータイムはモノクロ6秒以下、フルカラー9秒以下。
- (5) 複写倍率は、拡大、縮小併せて固定倍率6種類以上であり、任意の複写倍率は（1%刻み）で変更可能であること。
- (6) 連続複写速度は、別表のとおり。
- (7) 連続複写枚数は、999枚以上であること。
- (8) 給紙方式は別表のとおり。
- (9) 自動両面原稿送り装置を装備し、自動両面複写装置を有していること。原稿送り装置収納枚数は、A4で50枚以上であること。
- (10) フィニッシャー、プリンター、スキャナー、FAX機能及びナンバーリング機能の付加機能を別表に指定した複写機に付けること。
- (11) 機械占有寸法の最大寸法は、別表のとおり。
- (12) カセット4段以上を有すること。
- (13) 最大消費電力は、2.5kW以下であること。
- (14) 電源は、AC100V・15A以下であること。
- (15) 納入する機械は未使用品であること。

【保守管理業務】

- (1) 機器について定期的に点検を行い、故障等の未然防止を行うこと。
- (2) 機器に故障が発生した場合は、直ちに設置場所に技術者を派遣しその修理に当たること。また、対応については連絡後4時間以内であること。万一、4時間以内の対応ができない場合、必ず林木育種センター担当職員に連絡をし了解を得ること。
業務時間内は9:00から17:15までとし、15:00以後の連絡については翌日（連絡が休前の場合は翌開所日）対応も可とする。
- (3) 感光体、トナーなどの消耗品（用紙は除く。）及び、修理に要する交換部品は無償とすること。
- (4) 修理点検作業が完了したときは、当該箇所を林木育種センター担当職員に報告するとともに、確認を受けること。
- (5) 年間複写予定枚数については別表のとおりであるが、この予定枚数はミスコピー等控除前の数量である。

【その他】

- (1) 賃貸借物件の搬入、据え付け、接続、調整は受注者が責任を持って行うとともに、日程、物品の配置も含めて事前に打ち合わせを行うこと。
- (2) 電子複写機を設置しようとする場所に別の複写機が設置してある場合には、当該複写機設置者及びセンター

担当者と協議を行った上で、令和8年3月31日までに設置を完了すること。なお、令和8年4月1日以前に設置した当該期間に相当する賃貸借料は支払わない。

- (3) 受注者は設置時における動作検証及び操作、点検の手法について講習を行うこと。
- (4) 電子複写機の説明、使用方法、点検方法などを記載した和文マニュアル及び簡易マニュアルを複写機設置場所毎に配備すること。
- (5) 受注者は、本業務により知り得た情報について、本業務以外に使用してはならず、また、外部に漏らしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。
- (6) 業務遂行に必要な事項については、林木育種センター担当職員と打合せの上実施すること。

別表

番号	設置場所	機械占有寸法 (cm)	連続複写速度 (枚／分)	付加機能	年間複写予定枚数(枚)		
					フルカラー	モノクロ	フルカラー プリント
1	管理課	幅120以内、奥行90以内	A4 モノクロ 45枚以上 カラー 45枚以上	カセット4段、スキャナー、プリンター、FAX機能	4,284	98,080	34,306
2	育種企画課	幅190以内、奥行90以内	A4 モノクロ 45枚以上 カラー 45枚以上	カセット4段、フニッシャー、スキャナー、プリンター、ナンバーリング機能	1,990	40,995	86,916
3	印刷室	幅175以内、奥行90以内	A4 モノクロ 45枚以上 カラー 45枚以上	カセット4段、フニッシャー、スキャナー、プリンター、ナンバーリング機能	7,553	44,173	57,237
4	遺伝資源部	幅125以内、奥行90以内	A4 モノクロ 45枚以上 カラー 45枚以上	カセット4段、スキャナー、プリンター、FAX機能	3,888	15,921	19,042

※年間複写予定枚数は、令和6年10月から令和7年9月までの実績を参考に算出しているため、契約時の枚数を保証するものではありません。